

みなとオアシ스가まごおり(交流スペース)活用に向けた
ヒアリング実施要領

令和6年8月

蒲郡市 建設部

みなとみらい課

1 「みなとオアシスがまごおり」とは

「みなとオアシス」とは、地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取り組みが継続的に行われる施設として、国土交通省港湾局長が認定・登録したものをいいます。

「みなとオアシスがまごおり」の施設は、障害者の方を初め、多くの方が手軽にヨット乗船などの体験ができる「バリアフリーポンツーン『マンボウ』」、オープンカフェを伴った欧風料理店、三河木綿の販売所が設けられた「海賓館マリンセンターハウス」、イベントが開催できる「交流スペース（緑地）」、「生命の海科学館」、「蒲郡商工会議所」これらの施設が「みなとオアシス」として登録されています。

2 みなとオアシスがまごおりを活用した地域の活性化に向けて

みなとオアシスがまごおりの中でも「交流スペース」は、これまで音楽イベントやクラフト作品の展示販売などのイベントが実施されてきました。港のまちづくりを推進していく中で、今後も多くの方に年間を通じて活用していただき、地域の活性化につなげていきたいと考えています。

また、みなとオアシスがまごおりを含む周辺の埋立地では、多くが未利用地となっており、現在、東港地区開発推進事業としてこれらの埋立地の土地利用計画を検討しています。このため、みなとオアシスを活用したイベントなどの活動内容を踏まえて、空間デザインを検討したいと考えています。

施設の利用にあたっては以下の運用をしています。

（施設の利用）

- みなとの振興や賑わい、地域振興、地域防災や施設の整備・管理・利活用方法の検討の目的以外に使用してはならない。
- 蒲都市の主催・共催又は後援を得たものであること。

（利用許可の申請）

- 利用申請書を提出し許可を受けなければならない。
※ 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき、又は施設の管理上支障があると認めるときは許可しない。

（禁止行為）

- 承諾を得ていない物品の販売、宣伝広告紙等の配布や掲示
- 種々の思想に関する啓発活動のほか類似行為
- その他施設に相応しくないこと

3 ヒアリングの実施

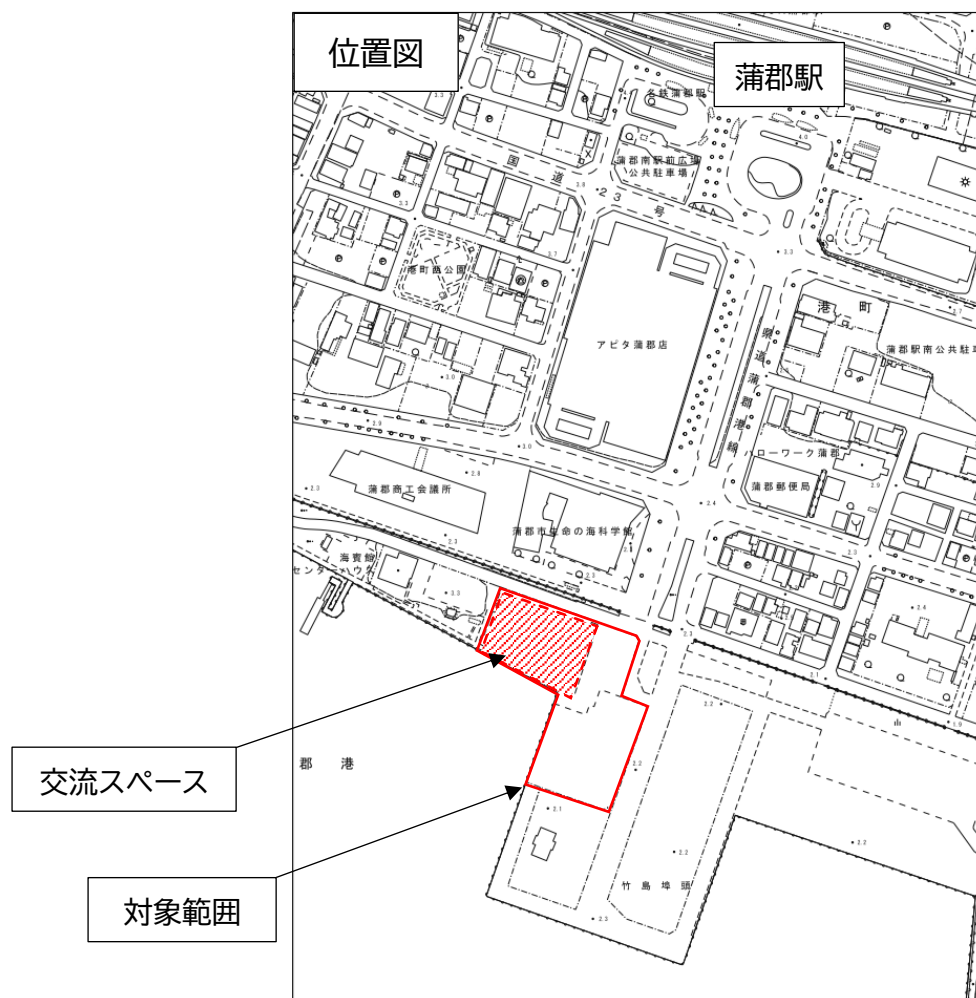
今回、みなとオアシスがまごおりの交流スペースを中心とした活用に向けて、どのような活用方法があるのか、実際に活用してみたい方との“対話”の場を設けて、ヒアリングをさせていただきます。

その後、お聞かせいただいた活用方法に問題が無ければ、施設の利活用方法の検討を目的として実際に活用していただくことも進めていきたいと考えています。

なお、実際に活用していただく際には、現地で要する経費については、実施いただく方でのご負担を想定しています。

4 対象地・施設の概要

場 所 蒲郡市港町地内



現況写真



交流スペース南西



交流スペース南西



交流スペース 北側ステージ



交流スペース ステージから海側



交流スペース ステージ前通路



交流スペース 東側広場



交流スペース 東側広場



交流スペース 南東側広場

5 ヒアリングの対象者

対象エリアで具体的な活用プランを示していただける方
ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 参加申し込み時点で、蒲郡市工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 12 月 1 日施行）第 3 条又は第 4 条又は蒲郡市物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領（平成 31 年 4 月 1 日施行）第 3 条又は第 4 条により指名停止を受けている者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は蒲郡市暴力団排除条例（平成 23 年蒲郡市条例第 3 号）第 2 条に規定する暴力団に該当する者
- (5) 国税、市税を滞納している者

6 主なヒアリング内容

- 企画のテーマ
- 活用したい範囲
- 活用したい時期・時間帯
- 想定しているスキーム

7 ヒアリングの参加申込

- (1) 申込受付期間
令和 6 年 8 月 26 日（月）から 9 月 17 日（火）まで
- (2) 申込方法
下記のフォームから申込してください。

<https://logoform.jp/form/UpCD/685928>



- (3) 本市から申込者へのヒアリング実施日の連絡
お申し込みから順次、申込者あてに、ヒアリングの日程調整について電話または E メールで連絡します。
- (4) 現地見学について
現地見学を希望の場合は、個別で対応しますので、希望の旨を申込時にご記入いただくか、みなとみらい課に直接お問い合わせください。

8 ヒアリングの実施日時

(1) 実施期間

令和6年9月24日（火）から10月4日（金）まで（予定）
午前9時から午後5時まで

(2) 所要時間

30分から1時間程度

(3) 場所

蒲郡市役所 会議室

9 留意事項

(1) 費用負担

ヒアリングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

本ヒアリング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。

10 問合せ先

担 当：蒲郡市役所 建設部 みなとみらい課

所在地：〒443-8601 蒲郡市旭町17番1号

電 話：0533-66-1281

e-mail：higashikou@city.gamagori.lg.jp